

## 山口地方裁判所委員会（第28回）議事概要

- 1 日時 平成30年6月29日（金）午後3時
- 2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）  
雲野晴久，江崎克彦，大田明登，金村敏彦（委員長），田原文栄，椿美紀代，福井美枝，松村和明，村田尚士，山本勝也
  - (2) 説明者  
朝倉庶務課長（山口簡易裁判所）
  - (3) オブザーバー  
細木事務局長，吉富事務局次長，小村民事首席書記官，古川総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 新任委員の自己紹介（村田委員，田原委員）
  - (2) 説明「山口地方裁判所委員会の委員の人数及び解任に関する規程の一部改正について」（古川総務課長）
  - (3) 議題「簡易裁判所民事手続の利用促進について」
    - ア 政府インターネットテレビの視聴「意外とお手軽！身近なトラブル迅速解決簡易裁判所」
    - イ 山口簡易裁判所朝倉庶務課長による基調説明
    - ウ 意見交換  
意見交換の要旨は別紙のとおり
  - (4) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について  
次回は山口家庭裁判所委員会と合同で開催し，山口地方裁判所委員会としての意見交換のテーマは「裁判所における広報の在り方」とし，開

催日時は平成31年2月18日午後2時とする。

(別紙)

「簡易裁判所民事手続の利用促進について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

- ◎ 簡易裁判所は，殺人などの重大な刑事事件や請求額の大きい民事事件を取り扱わず，ドラマの舞台になることや報道されることもほとんどないため，国民にとってあまり馴染みはないかもしれない。しかし，先ほどの基調説明にもあったように，簡易裁判所では4種類の民事手続を用意しているほか，簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として，期日に出頭しなくても提出した書面を陳述したものとして取り扱うことができるなど，当事者自らが簡単に利用できる制度を準備している。また，地方裁判所に比べて簡易裁判所は数も多く設置されている。このように当事者が利用しやすいようにいろいろと配慮しているものの，簡易裁判所の民事手続の利用者数は減少していることが問題となっている。過去に，多重債務者が利用する特定調停事件や貸金業者に対する過払金返還請求事件が一時的に増加した時には，利用者数も一時的に増加したものの，両事件の減少に伴い，利用者数も減少した。簡易裁判所の民事手続が利用されない原因は何か，また，どうすれば利用されるかについて，各委員から意見をいただきたい。
- 個人的には裁判所は身近に感じられる場所ではない。トラブルを抱えた人がやむを得ず利用するもので，できれば関与したくない，自分には関係ないと思っている人が多いのではないか。利用者数が増えない原因は，手続が簡単とか難しいとかいうことではなく，簡易裁判所の民事手続をどう利用すれば良いか分からないからだと思われる。
- 裁判をするのであれば弁護士に依頼するのが当然だと思い込んでいた。本日の説明を聞いて，簡易裁判所の民事手続の内容や特則について初めて知った。簡易裁判所の利用者数が伸びていないのは，裁判所の周知不足が原因ではないか。

- ◎ 簡易裁判所の民事手続に関するパンフレットを作成しているものの、それが十分に周知されていない。簡易裁判所の民事手続の内容についてもっと周知する必要があるということであろうか。
- そもそも裁判所についてよく知らない、地方裁判所と簡易裁判所の違いも分からない人が多いのではないか。学校教育において、裁判所についてもっと取り上げるべきだと思う。
- トラブルを抱えた人は、直ちに裁判所へ行こうとは思わないのではないか。まずは当事者間の話し合いで解決しようと考え、話し合いで解決できなければ弁護士や市の無料法律相談などへ相談するのであり、直ちに裁判所へ行こうとは思わないと思われる。一般人にとって、簡易裁判所のパンフレットは分かりづらいし、これを見て裁判所へ行こうとは思わないのではないか。本日視聴したインターネットテレビでは、最終的に問題が解決していたが、現実にはそんなに簡単ではなくて、判決を得ても相手が従わなければ強制執行をする必要があるが、一般人にとって強制執行手続は負担が重いと思われる。そのような現実を知れば、簡易裁判所の民事手続を利用しようと思う人がいるはずがない。ところで、本日の議題の趣旨について確認するが、裁判所としては簡易裁判所の利用者数を増加させたいということによろしいか。
- ◎ 本日の議題の趣旨は、単に利用者数を増やしたいということではない。簡易裁判所の民事手続の利用者数が減少しているところ、裁判所の周知不足のため、本来であれば上記手続を利用できる人が利用していないことはないかということである。
- 裁判所の広報について、ホームページ以外で取り組んでいることはあるか。
- △ 「司法の窓」という最高裁判所が作成した冊子があり、それについては地方公共団体のほか、各種学校や図書館へ配布している。
- 参考までにお尋ねするが、簡裁民事訴訟の訴額が140万円までと定められているのは、何か意味があるのか。

- ◎ 以前は90万円までと定められていたが、現在は140万円までと定められている。
- 140万円以下の金額、例えば50万円とか30万円とかの金額で裁判所を利用しようと思う人がどれだけいるか、個人的には疑問である。金額の設定を見直してみてもどうか。
- 簡易裁判所の訴額については、裁判所法で140万円までと定められていて、裁判所が独自に変更することは困難である。簡易裁判所の民事手続は、必ずしも弁護士が付かないし、申立も口頭で行うことが可能であり、簡易な手続を取扱う簡易裁判所の訴額はいくらが妥当か、立法当時の社会情勢や経済情勢に基づいて法律により定められたものである。かつて消費者金融会社が盛んだったときは、特定調停事件や督促事件の利用者数も多かったが、消費者金融会社に勢いがなくなった結果、それらの事件の利用者数も減少した経緯がある。簡易裁判所の民事手続が、かつては社会情勢や経済情勢にフィットしていたが、現在、社会的なニーズに合っていないので、利用者数が減少しているのではないかという点が問題だと思われる。
- 一般的には、紛争に巻き込まれると、第一に家族や友人に相談し、次に専門家に相談すると思われる。専門家に相談し、紛争を解決する手段として裁判手続を行うと決定して、初めて裁判所へ相談に行くのだと思われる。仮に、紛争に巻き込まれた当事者が簡易裁判所へ解決方法について相談に行っても、裁判所としては手続相談しかできないので、当事者からすれば期待外れに終わり、裁判所は何もしてくれないということになるのではないか。専門家に相談に行った当事者が、紛争解決の手段として裁判手続を選択した際に、こういったパンフレットがあれば、簡易裁判所の民事手続の利用促進につながると思われる。
- その意見に賛成である。私のような一般市民は、困ったことが生じたとき、市の無料法律相談会や消費生活センター、知り合いの弁護士へ相談に行くと

思うので、相談に行った人を簡易裁判所へつなげる方法を検討してはどうか。簡易裁判所のパンフレットを初めて見たが、例えば民事訴訟手続のパンフレットの利用のポイント③には「訴えを起す場合、訴状、手数料、郵便切手のほか、資格を証明する書類などが必要となります。」と記載されているが、一般人は、これを読んだだけで面倒臭い、自分には無理だと考えると思われる。

- 弁護士会でも、仲裁センター、交通事故の示談あっせん、建築紛争の調停などの制度を設けているが、相談はあるものの、調停事件数が1桁と少ないことが悩みである。その原因を考えると、当事者にとって、紛争解決の期待度が低いことがあると思われる。そのため、弁護士会としては、頑張っただけで調停成立率を向上させ、当事者の期待度を上げることで、利用者数を増やしたいと考えている。まずは相談に来てもらう人を増やし、次に問題を整理して適切に解決していく必要がある。特定調停事件や過払金返還請求事件は、手続をすることで負債整理や金銭返還などの効果が発生することが当事者にも分かっており、期待度が高かったため、利用者が増えたのだと思われる。
- ◎ 紛争があっても直ちに裁判所へ行こうと思わないのであれば、市の無料法律相談会や消費生活センターなどに向けて、簡易裁判所の民事手続に適した紛争について、相談者への働きかけをお願いした方が良いのだろうか。
- 賛成である。一般人は、裁判のことはよく分からないので、一人で裁判をしようとは思わず、まずは弁護士へ相談すると思う。弁護士会や消費生活センターなどの相談機関に簡易裁判所に適した事案の振り分けを依頼するのが良いと思う。また、一般人は行政機関にはなじみがあるので、簡易裁判所が行政機関とコラボする方法もあると思う。
- 簡易裁判所へ直接来てもらいたいのであれば、簡易裁判所の広報の在り方を変えるべきと思われる。分かりやすいキャッチコピーを作り、法テラスや弁護士会、駅及び市役所などへ掲示してはどうか。また、確定申告の際に税

務署では申告方法を丁寧に教えてくれるし、法務局では登記方法について教えてくれるので、裁判所においても税務署や法務局の対応を参考にしてはどうか。

- 相談者の中には法律相談を求める方がいるかもしれないが、裁判所は紛争の判断機関であり、法律相談を受けることはできないので、裁判所の対応には限界がある。簡易裁判所の民事手続の利用が相当な事案について、もれなく簡易裁判所を利用してもらえるようにすることが重要であり、そのためには、裁判所が市の無料法律相談会や消費生活センターなどの関係機関に対し、簡易裁判所の民事手続の利用が相当な事案を適切に振り分ける方法についてどのように周知するかが課題だと思われる。一般人が、敷居が高く入りづらいと感じている裁判所内部に簡易裁判所のパンフレットを置いて、簡易裁判所の民事手続を周知する上であまり意味はないのではないか。山口市では、相談に来た当事者に対し、裁判所を案内することもあると思うが、山口市としては簡易裁判所のどのようなパンフレットがどこにあれば裁判所を案内しやすいと思われるか。
- 山口市には消費生活センターや市民相談室などの相談窓口があるが、どのような場合に相談者を裁判所へ案内すれば良いかが分かるフローチャートがあれば、相談者に対し説明しやすいと思われる。また、広報の関係では、山口市役所のホームページよりも各家庭に配る市報の方が、市民の七、八割の方がご覧になっているので、有益だと思われる。市報にどのような記事を掲載するのか、紙面をどのように確保するかなどについては、裁判所と協議することは可能だと思われる。
- ◎ 委員の意見を聞いて、簡易裁判所の利用促進を図ることに根本的な問題があるように感じる。裁判所は受け身の立場なので、利用者を増やすために営業活動をすることは困難である。また、裁判所は判断機関なので、法務局や税務署のように当事者の要望に沿った相談を受けることも困難である。

- 判断機関である裁判所の立場に限界があるとしても、裁判所を利用しやすくするために行政機関や消費生活センターなどへの働きかけは行うべきではないか。確かに弁護士に相談に行けば、適切に事案を振り分けると思うが、行政機関などへ相談する人もいるので、裁判所は行政機関などに対する働きかけや啓蒙活動を行うべきだと思う。
- ◎ 確かに、相談者の振り分けを行う市役所や消費生活センターなどに対し、簡易裁判所の民事手続について周知することは大事だと思う。しかし、裁判所の立場からは、例えば、裁判所が被害者支援団体を訪ねてビラを配るようなことは困難である。
- 裁判所の立場として、法律相談はできないので、手続相談で対応するしかないが、簡易裁判所の4種類の民事手続について説明されても、一般人にはよく分からない。相談に時間を要するかもしれないが、当事者の事情をよく聴いて、当該事案ではどの手続がふさわしいのか丁寧に説明するべきではないか。なお、個人的意見であるが、手続説明について、都会の裁判所ではあっさりとした対応を受けることがあるが、地方の裁判所の職員は丁寧に対応していると思う。
- パワーポイント資料4-2（全調停事件に占める特定調停事件（山口地裁管内））によれば、平成12年には約1600件あった一般調停事件が、平成29年には280件に減少しているのが非常に気になる。一般調停事件の成立率はどの程度か。
- △ 一般調停事件の成立率については、数字を準備していないので、ご紹介することはできない。
- こんなに減少すると、利用者から、調停をしても駄目だと思われるのではないか。
- ◎ 成立率は低くなく、調停手続が期待されていないわけではないと思う。
- ADR（裁判所外紛争解決手続）の利用件数はどうなっているのか。



- ◎ 少なくとも手元に具体的な数字はない。各種ADRについて整理された統計はないのではないか。
- 山口県弁護士会のADR（仲裁センター、交通事故の示談あっせん、建築紛争の調停）の利用件数は、平成27年は13件、平成28年は10件、平成29年は8件である。
- 家事調停は減少していない。紛争は減っていないと思われるのに、民事調停が減少しているのは何故か。
- 家事調停が減少していないのは、家事事件では基本的に調停前置制度が採られているだからだと思われる。民事調停が減少しているのは何故だろうか。
- ◎ 簡易裁判所の民事調停事件が減少した分、簡易裁判所の訴訟事件が増えていけば良いが、そうなっていない。
- 個人的意見ではあるが、突然きれる人がいたりするから、トラブルがあっても裁判所を利用することをためらう人が増えているのではないか。
- 簡易裁判所の裁判費用はどの程度なのか。パンフレットを見ても必要な費用が不明なため、経済的事情が厳しい人の中には、簡易裁判所の民事手続を利用しづらいと感じる人もいるのではないか。
- ◎ 費用は確かに大きな問題であり、この点を周知すれば利用者が増えることもあり得ると思われる。
- △ 訴額が140万円の場合、訴訟費用は、訴訟手続であれば1万2000円で、調停事件及び督促事件であれば6000円である。そのほかに郵便切手を納める必要があり、山口簡易裁判所の場合、訴訟手続の郵便切手は5660円、調停事件の郵便切手は800円である。
- 簡易裁判所の民事訴訟手続の利用者数が伸び悩んでいる理由は、裁判所といえば刑事裁判の印象が強く、裁判所が怖いところだと感じている人が多いからではないか。